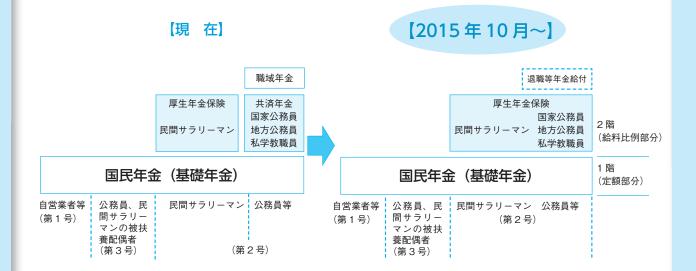
年金制度 はどう変わる?

2015年 10月から被用者年金制度が一元化されます

2015年10月から共済年金は厚生年金に統一されます。この「被用者年金制度の一元化」に向けて今月号から8回シリーズで年金制度の変更点についてお知らせします。

第1回 こう変わる! 「公的年金制度の体系

今回は、公的年金制度の体系の変化について説明します。



現在の公的年金制度は、20歳以上60歳未満の国民が加入する国民年金と、その上乗せとして厚生年金保険が支給する厚生年金や各共済組合が支給する共済年金から構成されています。被用者年金制度の一元化は、制度全体の公平性を確保し安定性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化し、被用者年金各制度を厚生年金制度へ統一することを目的に2015年10月から実施されます。

これにより、現在、公務員の方は共済年金に加入していますが、2015年10月からは厚生年金に加入することになります。

■一元化により変更となる主な点

- ・一元化前に受給権が発生する年金は、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金ですが、一元 化後に受給権が発生する年金は老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金に名称が変更
- ・3階部分の給付の職域年金部分が廃止され、これに代わる給付として「退職等年金給付」が新設
- ・保険料や給付額の計算基礎は給料を基準にする手当率制から標準報酬制に変更
- ・厚生年金と共済年金の制度的差異は、原則、厚生年金に揃えて解消

■引き続き共済組合が行うもの

- ・年金の保険料徴収
- ・公務員として勤められた期間の管理や年金の支払い

<お問合せ先> 年金課 TEL 082-545-8555